

令和2年度 一般社団法人 宮城県薬剤師会事業計画

昨年11月末に薬機法等改正案が国会において可決・成立された。主な改正の内容は、「薬剤師・薬局のあり方」の見直しとして、調剤時だけではなく継続的に服薬状況の把握と服薬指導の実施（服薬期間中の患者状況の把握）の義務化、および特定機能を備える薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の認定制度化である。またオンライン服薬指導の導入として、患者・薬剤師の合意があり、かかりつけ薬剤師がテレビ電話等映像と音声で相手の状態を相互に認識できる状態等の条件を満たす場合は、対面以外での服薬指導が可能となる。その他にも、薬局での法令遵守体制の整備や添付文書の電子化等が記載された。

現在、対物業務から対人業務へのシフトが急速に進められているが、改正薬機法でも薬局や薬剤師の更なる職能発揮が望まれている。本法成立後の数年間、我々薬剤師が世論から医療従事者の構成員として認識され得るか大変重要な時期となると思われる。

既に各地区薬剤師会においては医療関係多職種の方々と連携し、地域包括ケアシステムの一員として職能を発揮していますが、今後は更に開局、病院、行政、企業など、全ての薬剤師が一丸となって各々が専門知識を出し合い、地域住民へのより良い医療・福祉サービスを提供していくことが必要であると考えます。

このような状況に鑑み宮城県薬剤師会は、「かかりつけ薬剤師・薬局」が地域に欠くことのできない存在として県民より評価・信頼されるために、地区薬剤師会との連携強化と支援の充実を図り、以下に掲げる事業を推進する。

1. 改正薬機法・薬剤師法を周知し、個々の薬局・薬剤師が的確に対応できるよう支援する。
2. 薬剤師の日常業務に必要な情報提供の強化と、薬剤師の専門性・独自性の育成を目的とする各種研修を実施する。併せて地区薬剤師会との協力のもと、遠隔研修体制を整備し、会員サービスのさらなる向上を図る。
3. 地域住民への健康情報の提供、セルフメディケーションの支援、在宅患者への医薬品供給・管理指導業務を担う“かかりつけ薬剤師・薬局”及び“健康サポート薬局”の育成を推進し、併せてその周知を図る。さらに、改正薬機法で新たに制度化された特定機能を備える薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の育成を図る。
4. 日本薬剤師会 Drug Event Monitoring (DEM) 事業への取り組みを強化するなど、地区薬剤師会と連携し、薬剤師が国民の健康増進および医療経済の適正化に貢献していることを示す学術的知見の構築に必要とされる事業を実施する。

5. 第 55 回日本薬剤師会学術大会開催に向けて実行委員会を中心に、地区薬剤師会と連携し、企画立案等の準備を進める。
6. 薬と健康の集い等の地域住民啓発活動への支援を継続しつつ、地域住民との新たな接点拡大のための地域イベントを企画・実行する。それにより薬剤師職能、かかりつけ薬剤師・薬局の周知を図る。
7. 生徒・児童および地域住民への危険ドラッグ等の薬物乱用防止啓発活動及び、アンチドーピング・スポーツファーマシストに関する普及啓発活動を推進する。
8. 会員の研究や発表の環境を支援する目的で、人を対象とする医学・薬学系研究の倫理審査委員会を運営する。
9. 地区・職域薬剤師会、病院薬剤師会、女性薬剤師会、保健福祉行政や関連企業の薬剤師と連携強化を図るとともに、非会員薬剤師・薬学生への本会活動を周知し、賛同者を募り組織活性化・会員増大に務める。
10. 県内の薬剤師偏在解消を目的として、宮城県との連携のもと薬剤師確保事業を展開する。特に未就業者、薬学生等への働きかけを強化する。
11. 薬局実務実習改訂モデルコアカリキュラムへの必要な対応を行う。
12. 不測の災害発生に備え、会務継続の確保及び被災地支援の即応態勢・対応能力の維持向上を図る。
13. 日本薬剤師会学術大会・宮城薬剤師学術フォーラムなどへの会員参加を推進し、薬剤師の研究能力の向上をはかるとともに、日本薬剤師会生涯学習支援システム「JPALS」の普及につとめ、学習達成度の標準化をはかる。
14. 会務運営の効率化と薬事情報センター、医薬品試験センターのさらなる活用をはかる。
15. 会務推進に必要な関係諸団体とのさらなる連携強化を推進する。
16. その他本会の目的達成のために必要な事業。